

平成24年2月16日
市長決裁

飲料水等自動販売機設置の基本方針について

1. 目的

市有財産の有効活用を図り、市の自主財源の確保及び設置事業者選定の手続きの公平性及び透明性を高めることを目的とする。

2. 対象施設

市が管理するすべての施設

3. 設置業者の選定方法

和光市庁舎管理規則第3条に基づく管理責任者が行う、自動販売機設置事業者の選定は、原則として行政財産目的外使用許可によらず、公募貸付方式とする。

4. 設置根拠

公募貸付方式とした場合については、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定による「行政財産貸付」とする。

5. 貸付期間

原則として3年間とする。

6. 適用除外

次の場合には、公募貸付方式によらず従来どおり市による行政財産目的外使用許可とすることができる。

- ・ 市内での活動実績がある福祉団体に使用許可する場合
- ・ 公募貸付方式による設置事業者が決定しない場合
- ・ その他、公募貸付方式への移行が不相当と市長が認める場合